

令和3年第9回宝塚市教育委員会の会議（定例会）会議録

- 1 開催日 令和3年4月22日（木）
- 2 場所 宝塚市役所 2-4・2-5会議室
- 3 開会時間 午後2時00分
- 4 閉会時間 午後2時08分
- 5 出席した委員の氏名
森 恵実子教育長、木野 達夫委員、篠部 信一郎委員、望月 昭委員
及び松浦 一枝委員
- 6 除斥した委員の氏名

7 委員及び傍聴人を除く、議場に出席した者

学校教育部長	橘 俊一	学事課課長	今社 政彦
社会教育部長	柴 俊一	学校教育課副課長	片上 健太郎
管理室長	高田 輝夫	教育研究課副課長	山口 直人
学校教育室長	中出 勝也	教育研究課係長	岡坂 隆志
教育支援室長	辻本 宏敬		
学校教育部次長	美除 浩		
学校教育部次長	谷川 妙美		
生涯学習室長	津田 裕司		

8 会議の書記

教育企画課係長	小松 謙太
教育企画課事務職員	藤原 明穂

9 議題

- 議案第18号 宝塚市立幼稚園の設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について意見を出ることについて
- 議案第19号 宝塚市公立学校教科用図書採択にかかる基本方針等の策定及び教科用図書の調査研究の諮問について

会議の概要

開会 午後 2時00分

森教育長 みなさま、こんにちは。令和3年第9回宝塚市教育委員会の会議（定例会）を開催いたします。傍聴希望の方はいらっしゃいますか。

高田室長 いらっしゃいません。

森教育長 本日の署名委員は松浦委員でございます。よろしくお願いいたします。

本日の付議案件は、議決事項2件です。

進行について事務局からお願いします。

高田室長 本日の付議案件は、議決事項2件です。

議案第18号、宝塚市立幼稚園の設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について意見を申し出ることについて

議案第19号、宝塚市公立学校教科用図書採択にかかる基本方針等の策及び教科用図書の調査研究の諮問について

よろしく御審議のほど、お願いいたします。

森教育長 それでは、議案第18号、宝塚市立幼稚園の設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について意見を申し出ることについて、担当課より説明をお願いします。

今社課長 はい、それでは議案第18号につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

本件は、宝塚市立幼稚園の設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について、令和3年6月市議会（定例会）に議案を提案するに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、市長に意見を申し出るものです。

改正の内容につきましては、前回の令和3年第8回宝塚市教育委員会の会議（定例会）において議決いただきました、宝塚市立幼稚園の閉園決定に基づき、令和4年度末をもって閉園することとなった宝塚市立長尾南幼稚園について、学校施設の設置者である市としての最終的な廃園の決定を行うために、同条例から同園の記載を削除するものです。

なお、改正条例の施行日は令和5年4月1日としていますが、市議会

での議決後に、条例改正の内容を反映して次年度の園児の定員を決定し、本年10月の園児募集を実施する予定です。説明は以上です。

森教育長 はい、ありがとうございます。

何か、御質問はございませんか。

委員 (なし)

森教育長 これはもう、このまま進めていっていくことですので。

それでは、議案第18号 宝塚市立幼稚園の設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について意見を申し出ることについては、原案通り可決といたします。

続きまして、議案第19号、宝塚市公立学校教科用図書採択にかかる基本方針等の策及び教科用図書の調査研究の諮問について、担当課より説明をお願いします。

山口副課長 議案第19号 宝塚市公立学校教科用図書採択にかかる基本方針等の策定及び教科用図書の調査研究の諮問について、提案理由及び内容を御説明申し上げます。

本件は令和4年度使用宝塚市公立学校教科用図書を採択するにあたり、その適正化を図るため、宝塚市公立学校教科用図書選定委員会に対して、基本方針等の策定及び教科用図書の調査研究について諮問をするものです。

別紙1の諮問事項1の「令和4年度使用宝塚市公立学校教科用図書の採択の基本方針について」ですが、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条及び学校教育法附則第9条第1項、並びに令和3年3月30日付け文部科学省通知「教科書採択の公正確保の徹底等について」及び「令和4年度使用教科書の採択事務処理について」に基づき、令和4年度使用宝塚市公立学校教科用図書を採択します。

については、教育委員会が作成した基本方針案（別紙2）にありますが、これについて協議いただきたく、諮問いたします。

また、別紙1の諮問事項2についてですが「令和4年度使用学校教育法附則第9条第1項に規定する教科用図書の採択方針について」ですが、

学校教育法附則第9条第1項に規定する教科用図書が、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第15条の適用対象外となっており、採択する期間が規定されていないため、児童生徒一人ひとりの障碍の種類や程度、症状に応じるように毎年採択替えを行うことができます。

については、教育委員会が作成した採択方針（案）（別紙4）がござい
ますが、これについて協議いただきたく、諮問をいたします。

諮問事項1、及び諮問事項2につきましては、別紙のとおり教育委員会案を選定委員会に提示し、本年5月14日までに選定委員会から答申をいただく予定です。

その後、教育委員会の会議において、上記の答申内容が協議され、各方針が決定されました後に、諮問事項3の「令和4年度使用学校教育法附則第9条第1項に規定する教科用図書の調査研究」を進めていただき、本年7月8日までに調査研究結果の答申をいただくこととしています。説明は以上です。

森教育長 はい、ありがとうございます。

何か、御質問とか御意見ございますか。

委員 (なし)

森教育長 昨年度は中学校、一昨年度小学校の教科書採択がありまして、いろいろと教育委員の皆さまもいろいろと教科書の方の研究、調査していただいて決定をしていったんですけれども、今回は9条本とそれから小学校の教科書、中学校の教科書については昨年度、令和3年度中学校の方、小学校の方は、令和2年度より使用して同一のものを採択するという、そういうふうな基本方針で行っていく。

何か変わっているところとか、変更しているところはございませんね。

山口副課長 はい。

森教育長 御意見、御質問よろしいでしょうか。

木野委員よろしいですか。何かありましたら。

木野委員 別紙4とかはこれ入ってます？

- 森教育長 別紙4の説明しましょうか。
- 木野委員 なんかややこしいですね。別紙2の話は入っていますよね。
- 森教育長 はい。
- 木野委員 大丈夫です。
- 森教育長 大丈夫ですか。すみません、ゆっくりと整理してください。
他よろしいでしょうか。
- 小松係長 すみません。よろしいですか。補足で1点。
議案書11ページと12ページご覧いただきたいんですけど、例年こちらにですね、採択方針の2として教育振興基本計画の方向性、基本方針を達成するためのものであること、と書いてあります。こちら令和4年度の教科書の採択方針ということで、4年度の時点では計画が次のもの、今、策定作業中の次のものになっておりますので、昨年度までは、現行の計画の基本方針を載せておりますが、今年度の採択方針からは新しいものに更新しております。そのことが分かるように一応（令和3年7月策定予定）というふうな書き方にしております。計画関係ではここだけ変えております。以上です。
- 森教育長 今の説明でよろしいですか。
それでは、議案第19号 宝塚市公立学校教科用図書採択にかかる基本方針等の策定及び教科用図書の調査研究の諮問については、原案通り可決といたします。
本日予定の案件は以上ですけれども、他に御報告等ございますか。
- 高田室長 ございません。
- 森教育長 それでは、本日の教育委員会を閉会いたします。
どうもありがとうございました。

閉会 午後2時08分
